

医療DX推進体制整備加算の届出について

様式1の6

医療DX推進体制整備加算の施設基準 に係る届出書添付書類

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

施設基準		
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている	☒ ← オンライン請求
2	健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている	☒ ← オンライン資格確認
3	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧又は活用できる体制が整備されている	☒ ← 診療室で情報取得できる体制が必要
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている	☒ ※ 医療DX 1・2・3を算定する場合のみチェック
5	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている	☒ 経過措置 (令和7年9月30日まで)
6	医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	☒ ← 要 院内掲示
7	医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	☒ 経過措置 (令和7年5月31日まで)
8	前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者割合が3割以上である	☐ ← 歯科不要

[記載上の注意]

- 「4」については、令和7年4月1日以降に当該加算1～3を算定する場合に記載すること。
- 「5」については、令和7年10月1日以降に算定を開始する場合に記載すること。
- 「5」については、令和7年9月30日までの間に限り、「7」については、令和7年5月31日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。
- 「7」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- 「8」については、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、医療DX推進体制整備加算3及び6のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「15%」とあるのを「12%」とする場合に記載すること。